

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第65号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の8の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の道民税の特別税額控除）

第5条の9 令和6年度分の個人の道民税に限り、道民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の道民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控

除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第26条の3第2項及び附則第5条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第5条の9第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の道民税の特別税額控除）

第5条の10 令和7年度分の個人の道民税に限り、道民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の道民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の

住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第26条から第27条の2まで、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第6条の3第1項並びに法附則第3条の3第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の9まで、附則第3条の3第5項、附則第5条第3項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第6条第3項中「第27条の2」の次に「、附則第5条の9第2項及び前条第2項」を加え、「同条」を「第27条の2」に、「、「第26条」を「「第26条」に、「とする」を「と、附則第5条の9第2項第1号中「及び」とあるのは「、附則第6条第2項及び」と、前条第2項第1号中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第7条の2の5中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第7条の3第1項、附則第7条の5第2項及び第3項並びに附則第8条の2の7第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第9条の4及び附則第9条の4の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第9条の4の3第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の4の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条の5第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の5第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第10条第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条第4項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条第3項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第12条の3第2項に次の1号を加える。

(4) 附則第5条の9及び附則第5条の10の規定の適用については、附則第5条の9第1項及び附則第5条の10第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額」と、附則第5条の9第2項第1号及び附則第5条の10第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による道民税の所得割の額の合計額」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。
